

沼津スポーツ TTC 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は沼津スポーツ TTC (Table Tennis Club) と称す。
(以下「本クラブ」という)

第 2 条 本クラブは沼津卓球協会を母体とし、沼津卓球協会と連携して卓球技術の向上、スポーツマンシップによる親睦と友愛による次の事業を行う。

- (1) 練習の実施
- (2) 大会への参加
- (3) その他、目的達成に係る事業及び支援等

第 2 章 会 員

第 3 条 本クラブは次の会員を以って組織する。

- (1) 生徒会員：本クラブに所属する小・中学生他
- (2) 一般会員：本クラブの目的と活動に賛同した指導者及び賛同した者

第 4 条 本クラブに入会する会員は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 本クラブの目的に賛同し、諸規定を遵守できる者であること。
- (2) 本クラブに入会した者であること。(一般会員は任意とする)
※他クラブ等への重複加入については、それを妨げない。

第 5 条 生徒会員の入会手続きは下記の通りとする。

- (1) 所定の様式に必要事項を添えて、申し込むこと。
※個人情報の取り扱いについては、漏洩なきよう厳重に行う。

第 6 条 会員の遵守事項は下記とする。

- (1) 本クラブの活動に協力すること。
- (2) 生徒会員は所定の会費を納めること。
※退会する場合、月内差額は返金しない。
- (3) 一般会員は全生徒会員を平等に応援、活動の支援を行うこと。
- (4) 全会員はハラスメント等、相手にとって不快と思われる行為を行ってはならない。

第 7 条 退会及び除名について

- (1) 生徒会員は年度更新を行う。一般会員は年度更新を行わず、自動継続とする。
退会については、会員からの自己申請に基づき、会長が承認するものとする。
- (2) 会長は以下に該当する会員に対して、役員内協議のうえ、退会勧告・除名を行うことができる。
 - ・規律、風紀を乱し、改善の見込みが無いと判断された会員
 - ・本クラブの発展、向上を妨げるような問題ある言動、行動を行った会員
 - ・他クラブ、チーム等に対する誹謗中傷をした会員
 - ・理由なく会費を滞納した会員

第 3 章 機 関

第 8 条 本会は、円滑に運営を行う為に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第 9 条 総会は会長が年度開始時に招集する。

また、一般会員の 3 分の 1 以上から要求あった場合も招集できるものとする。総会では以下について議論するものとする。

- (1) 規約の改定及び改正
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員の選任及び承認
 - (5) その他クラブの運営に当たって必要と認められる事項
- 特に議論する事項が無い場合は、報告のみでも可とする。

招集要否については会長が判断する。

第 10 条 役員会は会長が隨時招集する。

また、一般会員の 3 分の 1 以上から要求あった場合も招集できるものとする。役員会では以下について議論するものとする。

- (1) 指導方針の決定
- (2) 指導者の選考および分担
- (3) 生徒会員のグループ分け
- (4) 地元中学等との情報共有
- (5) その他クラブの活動に当たって必要と認められる事項

第 4 章 役 員

第 11 条 本クラブは一般会員の中に次の役員を置く。

- (1) 会長 : 1名
- (2) 副会長 : 1名
- (3) 会計 : 1名
- (4) 指導者 : 複数名

第 12 条 会長は役員会の推薦または自薦によるものとし、本クラブを代表して会務を統轄する。

第 13 条 副会長、会計は一般会員の互選により選出し、会長が委嘱する。

第 14 条 指導者は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 5 章 事 務

第 15 条 本クラブの年間活動計画等は、会長又は会長より委嘱された一般会員が立案する。

第 16 条 本クラブは生徒会員及び保護者のほか、他団体等とも連携を持つ。
折衝等は会長が行うが、内容や事情によっては、会長は一般会員に委嘱することができる。
本クラブは生徒会員、保護者、他団体等との連絡用として下記メールアドレスを持ち、会長又は会長に委嘱された一般役員がこれを管理、運営する。

numasupottc.mail@gmail.com
(Google 管理 : 松田和男)

第 6 章 会 計

第 17 条 本クラブの会計は、生徒会員から徴収する会費及び本クラブの経費等支出管理を行う。

第 18 条 本クラブの活動に際し、生徒会員から会費として必要経費を徴収する。
徴収額は以下とするが、その時の事情により変更を行う場合がある。

徴収額：3,000 円／月

変更する場合は役員会にて協議のうえ、会長がこれを決定する

第 19 条 本クラブの活動に際し、指導者として認定された一般役員に対しては
交通費を支給する。
支給額は静岡県卓球協会指針に準じるが、遠隔地からの往来等特別な
事情がある場合は会長が要否判定を行い、必要と判断した場合は必要性
に見合う加給を行う。

第 20 条 本クラブに加入する生徒会員／一般会員が、本クラブ名にて沼津卓球
協会主催／後援の大会に出場する場合は、参加費を支給するものとする。

第 21 条 本クラブの会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 7 章 活 動

第 22 条 本クラブの主な活動として、生徒会員に対する指導会を主催する。
「沼津スポーツ TTC」（略称：沼スポ）と呼称する。

第 23 条 本クラブの活動について、香陵アリーナ（沼津市総合体育館）を主な
活動拠点とし、年間48回を目途とする。毎週の活動を持続的に行うが、
開催地やその他都合により妨げられる場合は、柔軟に対応する。
活動日、活動時間はスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的な
ガイドライン」3項「適切な休養日等の設定」に則り、週当たり2日以上
の休養日を設ける他、1回の活動は3時間程度を原則とする。

第 24 条 本クラブの活動に於いて、ハラスメント等は一切行わないことを徹底
する。これは、一般会員はもちろんのこと、生徒会員も含まれる。
これに従わない会員は本規約第7条により、退会、除名されることがある。

第 25 条 本クラブは中体連大会へ参加できる、地域スポーツ団体の機能を持つ。
これを実現するために、本クラブはチームとして日本卓球協会への登録
を行う。登録チーム名は共通として登録するが、通常時は識別のため、

「Team 沼津スポーツ TTC」（略称：チーム沼スポ）と呼称する。

また、中体連大会に参加するための静岡県中体連参加規程に則り、
公認コーチ 1 以上の資格取得者を置く。

その他詳細は静岡県中体連の意向に従う。

第 26 条 本クラブの一般会員は、大会役員を務めることができるよう、
公認審判資格を取得すること。一般会員がこれを取得する場合は、登録費、
更新費を支給する。
公認コーチ資格も取得することが望ましい。

第 27 条 Team 沼津スポーツ TTC として日本卓球協会登録する者は以下とする。
生徒会員のうち、登録希望する会員
一般会員のうち、登録希望する会員
会長が認めた者

第 28 条 Team 沼津スポーツ TTC として沼津卓球協会主催大会を除く大会に参加
する場合、一般会員の引率が望ましいが、代理の者でも可とする。
但し、中体連大会及び必要と認められた大会は一般会員が引率する。
引率者は会長が指名するものとし、引率に当たっては、引率者に対し
経費等を支払う。

第 8 章 細 則

第 29 条 沼津スポーツ TTC は下記少年団に加盟する。
静岡県スポーツ少年団：加盟
沼津市スポーツ少年団：加盟せず（2023 年度より）

第 30 条 沼スポ活動に際し、スポーツ保険に加入する。
生徒会員：会費にて加入する
指導者：任意とする（但し、加入する場合は実費とする）

第 31 条 本クラブの活動中の事故・傷害等については、加入するスポーツ保険の
対象範囲内でのみ、対応するものとする。スポーツ保険に加入しない
会員に発生した事故・傷害については、本クラブはその責を負わない。

第 32 条 活動に於ける、会員所有物の破損・紛失に於いて、本クラブはその責を

負わない。個人管理に委ねるものとする。

第 33 条 本クラブの活動中に使用施設・設備等を破損させ施設管理者に損害を与えた場合は、原則として使用者の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損については、使用者は直ちに本クラブと連絡を取り、その都度協議し、対策をとるものとする。

第 34 条 本規約に定められていない要件に関しては、隨時役員会にて協議のうえ、会長承認の上で対応する。

附 則

本規約は令和 7 年 4 月 18 日より施行し、適用する。